

成年後見制度（法定後見・任意後見）・日常生活自立支援事業の相談先

▶ お住まいの成年後見センター（※）や権利擁護センター（※）では、権利擁護全般に関する相談支援を行っています。
※市町村によって名称が異なる場合があります

A 任意後見制度

任意後見契約で決められた方が、財産管理や契約行為など決められた支援を行います

相談先

- ▶ **秋田公証人合同役場** 秋田市大町3-5-8 ウイング・グラン3階
TEL：018-864-0850
- ▶ **能代公証役場** 能代市通町9-48 大丸ビル2階
TEL：0185-52-7728

B 日常生活自立支援事業

利用契約に基づき、社会福祉協議会の職員などが福祉サービスの利用援助と金銭管理を行います

相談先・申込先

- ▶ **お住まいの社会福祉協議会、権利擁護センター**
- ▶ **秋田県福祉生活サポートセンター** TEL：018-864-2797
(秋田県社会福祉協議会)

C 法定後見制度

家庭裁判所から選任された後見人などが、本人に代わり財産管理や契約行為などを行います

各種窓口

- ▶ **高齢者の相談** お近くの地域包括支援センター、市町村の高齢福祉担当
- ▶ **障害者の相談** お近くの障害者相談支援事業所、市町村の障害福祉担当
- ▶ **申立て窓口** 秋田家庭裁判所（本庁のほか大館・能代・本荘・大曲・横手支部、鹿角・角館出張所あり）
- ▶ **専門職団体の事務局**
 - 秋田弁護士会 TEL：018-896-5599
 - 成年後見センター・リーガルサポート秋田支部（司法書士会） TEL：018-824-0055
 - 権利擁護センターぱあとなあ秋田（社会福祉士会） TEL：018-896-7881
 - コスモス成年後見秋田（行政書士会） TEL：0185-54-2623
 - 社労士成年後見センター秋田（社会保険労務士） TEL：018-823-6835

あなたの相談先・
担当者はこちらです

契約行為や金銭管理に 不安がある方へ

地域で暮らし続けるために必要な判断能力に不安がある場合の支援として、成年後見制度（法定後見・任意後見）や日常生活自立支援事業があります

※判断能力とは…

契約行為や金銭管理などの内容、それによる自分へのメリットやデメリットなどを理解でき、ひとりで実行できる能力

《 判断能力の状態と対象となる制度等 》

十分

A 任意後見制度



次の①～③にすべて該当する方が利用対象になります。

- ① 十分な判断能力がある
- ② 自身の判断能力が低下した場合に財産管理などをお願いしたい人がいる（あらかじめ決めておきたい）
- ③ 任意後見人や後見監督人へ報酬を支払うための資力がある

B 日常生活自立支援事業



次の①～③にすべて該当する方が利用対象になります。

- ① 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力に不安はあるが、契約を締結する能力がある
- ② 福祉サービスの利用を考えている、又はすでに福祉サービスを利用している
- ③ 日常的な金銭管理に不安がある

C 法定後見制度



次の①～②にすべて該当する方が利用対象になります。

- ① 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力に不安があり、ひとりで契約することは難しい
- ② 日常生活自立支援事業では対応できない契約行為や財産管理などの問題がある

※判断能力の程度により後見・保佐・補助の3類型に分類され、最も判断能力が欠ける状態（後見）を想定。

不十分

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要と思われる方（本人）の生活状況はどちらに該当しますか？

在宅生活している



判断能力の低下が疑われる場合で、次に該当する困りごとや心配なことがありますか？

- 金銭管理が苦手、できていない
- 高額な買い物を繰り返したり、消費者被害にあった（あいそう）
- 通帳や印鑑を何度もなくしてしまう
- 福祉サービスの利用を考えている（利用している）が、契約内容の理解が難しい



いいえ

いまはないが将来に不安がある

はい

本人の身の回りの世話や日常的な金銭管理を行える親族等がいますか？

はい

既に行っている場合を含む

A 任意後見制度の利用を検討

次に該当することがありますか？

- 下記の①～⑧の手続きや契約が必要になる（なった）
- 下記の①～⑧の手続きや契約に伴い、後見人が必要だと言われたことがある
- ①施設の入所や医療機関の入院に関する契約が必要
- ②生命保険などの請求に関する手続きが必要
- ③税金の申告や還付などに関する手続きが必要
- ④住居の賃貸借や携帯電話などに関する契約が必要
- ⑤不動産の売却、抵当権設定などに関する手続きが必要
- ⑥遺産分割や相続などに関する手続きが必要
- ⑦訴訟や調停、自己破産などに関する手続きが必要
- ⑧多額な預貯金の管理が必要



いいえ

本人は契約の内容や行為が理解できますか？

はい

A 任意後見制度の利用を検討

いいえ

C 法定後見制度の利用を検討

いいえ

本人は契約の内容や行為が理解できますか？

はい

親族等による支援が望ましいが、金銭搾取や要求がある場合は、市町村への相談・通報とともに、深刻度に応じてB・Cを検討します

入院・入所している



判断能力の低下が疑われる場合で、次に該当する困りごとや心配なことがありますか？

- 金銭管理が苦手、できていない
- 病院の医療費や施設利用料等の支払いができない
- 本人が医療行為や福祉サービスの内容を理解できない



いいえ

いまはないが将来に不安がある

はい

A 任意後見制度の利用を検討

本人は契約の内容や行為が理解できますか？

はい

本人の日常的な金銭管理に不安がありますか？

はい

B 日常生活自立支援事業の利用を検討

いいえ

将来的に不安がある場合を含む

A 任意後見制度の利用を検討

いいえ

C 法定後見制度の利用を検討

はい

サポートがあれば理解できる

現在、又は近い将来に、下記の手続きや契約①～⑧のうち一つでも該当する（可能性がある）ことがありますか？

- ①施設の入所や医療機関の入院に関する契約が必要
- ②生命保険などの請求に関する手続きが必要
- ③税金の申告や還付などに関する手続きが必要
- ④住居の賃貸借や携帯電話などに関する契約が必要
- ⑤不動産の売却、抵当権設定などに関する手続きが必要
- ⑥遺産分割や相続などに関する手続きが必要
- ⑦訴訟や調停、自己破産などに関する手続きが必要
- ⑧多額な預貯金の管理が必要



サポートがあれば手続きや契約ができる場合を含む